

## 役員等の費用弁償及び報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 七峰会 の定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則の規定により役員、会計監査人、評議員及び評議員選任・解任委員の費用弁償及び報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

### (種類)

第2条 前条に規定する支給の種類は、次の各号に掲げる。

- (1) 役員が理事会及び評議員会等に出席した場合の報酬
- (2) 評議員が評議員会に出席した場合の報酬
- (3) 法人の業務執行状況等の監査業務に当たった監事の報酬
- (4) 役員等が法人の指定した研修等に出席する場合の費用弁償
- (5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会等に出席した場合の報酬
- (6) 法人の監査業務にあたった会計監査人の報酬
- (7) 役員の月額報酬
- (8) 役員の退任慰労金

### (費用弁償及び報酬の額)

第3条 前条各号に掲げる費用弁償及び報酬の額は、次のとおり支給する。

- (1) 前条第1号の役員は1回5,000円とする。  
但し、法人の常勤職員については、報酬の支給はしない。
- (2) 前条第2号の評議員は1回10,000円とする。
- (3) 前条第3号の監事は1日8,000円とする。
- (4) 前条第4号の役員等は、七峰会旅費規程による。
- (5) 前条第5号の評議員選任・解任委員は1回10,000円とする。
- (6) 前条第6号の会計監査人は契約内容に基づき支給する。

- (7) 前条第7号の役員は月額20,000円とする。  
但し、法人の常勤職員については、報酬の支給はしない。
- (8) 前条第8号の役員は報酬月額に在任年数を乗じた額を支給する。  
但し、退職手当共済制度に加入している法人の常勤職員には、退任慰労金の支給はしない。

## 附則

この規程は、平成29年1月1日から施行し、社会福祉法人 七峰会 役員及び評議員の費用弁償に関する規程は廃止する。

### 1. 平成30年 6月 5日 一部改正

第1条（目的）	会計監査人の追加
第2条（種類）	会計監査人の追加
第3条（費用弁償及び報酬の額）	会計監査人の追加

### 2. 平成30年10月 1日 一部改正

第2条（種類）	評議員の報酬追加 評議員選任・解任委員の報酬追加 役員月額報酬追加 役員退任慰労金追加
第3条（費用弁償及び報酬の額）	第2条の金額追加